

議第160号

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例

第1条中「昭和25年法律第261号」の右に「。以下「法」という。」を加え、「県立学校職員および市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員(学校栄養職員および事務職員を除く。)の給与」を「職員の給与ならびに会計年度任用職員の給与および費用弁償」に改める。

第2条中「条例」の右に「(第34条を除く。)」を加え、同条第1号中「講師」の右に「(常時勤務の者および法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)」を加え、同条に次の2項を加える。

2 この条例において「会計年度任用職員」とは、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に規定する教育公務員(社会教育主事を除く。))および教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)第9条第2項の職員に限る。)をいう。

3 この条例において「第1号会計年度任用職員」とは、会計年度任用職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいい、「第2号会計年度任用職員」とは、会計年度任用職員のうち同項第2号に掲げる者をいう。

第3条の見出しを「(職員の給料)」に改め、同条中「給料」を「職員の給料」に、「昭和33年3月滋賀県条例第20号」を「昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。」に改め、「第21条」の右に「および第25条第2号」を加える。

第6条第1項中「職務」を「職員の職務」に改め、同条第6項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第6条の2中「地方公務員法」を「法」に、「滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」を「学校職員勤務時間条例」に改める。

第7条第1項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第8条中「給料」を「職員の給料」に改める。

第10条第1項中「給料月額が」を「職員の給料月額が」に、「基き、」を「基づき」に改め、同条第2項中「こえて」を「超えて」に改める。

第14条の見出し中「給与」を「職員の給与」に改める。

第16条の2第1項中「滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」を「学校職員勤務時間条例」に改める。

第17条の見出しを「（職員の期末手当）」に改め、同条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、もしくは失職し」を削る。

第17条の2第1号中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第2号中「地方公務員法」を「法」に改め、「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号および第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、もしくは失職し」を削る。

第20条中「退職手当」を「職員の退職手当」に改める。

第21条中「管理職手当」を「職員の管理職手当」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条の見出し中「休職者」を「職員の休職者」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第25条を第39条とし、第24条の次に次の14条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第25条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 第1号会計年度任用職員 報酬および期末手当

(2) 第2号会計年度任用職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当

（第1号会計年度任用職員の報酬の種類）

第26条 前条第1号に掲げる報酬の種類は、基本報酬（給料および地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）ならびに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬とする。

(基本報酬)

第27条 基本報酬は、月額、日額または勤務1時間につき定める額（以下「時間額」という。）で定める。

- 2 月額で定める基本報酬の額は、第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合にこの条例の規定により支給すべき給料月額、給料の調整額および地域手当の月額のそれぞれに、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。
- 3 日額で定める基本報酬の額は、基準報酬月額（第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合にこの条例の規定により支給すべき給料および地域手当の月額の合計額をいう。次項および第30条第2項において同じ。）を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 時間額で定める基本報酬の額は、基準報酬月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(基本報酬の支給方法)

第28条 基本報酬（月額で定められたものに限る。）の支給の方法は、職員の給料の例による。

- 2 基本報酬（月額で定められたものを除く。）は、月の初日から末日までの期間の勤務日数または勤務時間に応じたその全額を翌月の人事委員会規則で定める日までに支給する。

(特殊勤務手当等に相当する報酬)

第29条 特殊勤務手当および宿日直手当に相当する報酬は、これらの手当の支給を受ける職員の例により支給する。

- 2 時間外勤務手当、休日勤務手当および夜間勤務手当に相当する報酬は、これらの手当の支給を受ける第2号会計年度任用職員の例により支給する。

(第1号会計年度任用職員の給与の減額)

第30条 第1号会計年度任用職員（時間額で基本報酬の額が定められた者を除く。）が勤務しないときは、時間外勤務手当に相当する報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間、休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、基準報酬月額に12を乗じたものを、学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 3 第1項の承認の基準は、人事委員会規則で定める。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第31条 期末手当は、第1号会計年度任用職員のうち、その任期が6月以上であり、かつ、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が人事委員会規則で定める勤務時間以上である者その他これに準ずる者として人事委員会規則で定める者に対して支給する。

2 第17条（第3項および第4項を除く。）から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第17条第1項	第23条第6項	第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項
第17条第5項	各給料表	第31条第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表
	前項	同条第3項
	規定する合計額	規定する額
	給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額	当該額

3 前項において準用する第17条第2項の期末手当基礎額は、月額で定められた基本報酬の額（日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額）とする。

（通勤に係る費用弁償）

第32条 第1号会計年度任用職員は、通勤のために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用弁償の額および支給方法は、月額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては当該第1号会計年度任用職員の任期を考慮して通勤手当の支給を受ける職員の例に、日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては職員との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して別に定めるところによるものとする。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第33条 第2号会計年度任用職員の給料は、第4条第1項に掲げる給料表によるものとし、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する職員に適用される給料表を適用する。この場合において、適用する給料表の級は、次の表の左欄に掲げる給料表の区分に応じ、同表の右欄に定める級に限るものとする。

高等学校等教育職給料表	1 級
小学校および中学校等教育職給料表	1 級

- 2 新たに給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員となつた者の号給は、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 3 第10条の規定は、第2号会計年度任用職員の給料月額について準用する。
(時間外勤務手当等)

第34条 時間外勤務手当、休日勤務手当および夜間勤務手当は、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第1条の2第1項に規定する職員の例により、第2号会計年度任用職員に対して支給する。
(第2号会計年度任用職員の期末手当)

- 第35条 期末手当は、第2号会計年度任用職員のうち、その任期が6月以上である者その他これに準ずる者として人事委員会規則で定める者に対して支給する。
- 2 第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第17条第1項	第23条第6項	第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項
第17条第4項	給料および扶養手当の月額ならびにこれら	給料の月額およびこれ

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

- 第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条(第4項を除く。)、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第3条から第6条までに規定する	第2号会計年度任用職員について定められた
	管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当	地域手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当

	第21条および第25条第2号	第36条において読み替えて準用する第21条
	および退職手当	、退職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当および夜間勤務手当
第11条の3第2項	給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額	給料の月額
第13条の2第2項および第13条の2の2第1項	給料および扶養手当の月額の合計額	給料の月額
第14条第1項	ときは、	ときは、時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間、
	休暇	有給の休暇
第19条の2第1項	割合（管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難および責任の度合による区分に応じ、100分の4を超えない範囲内において人事委員会規則で定める割合）	割合
第19条の3第2項	号給（再任用職員にあつては、職務の級）	号給
第21条	管理職手当、扶養手当、地域手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当	地域手当、宿日直手当、期末手当

（会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮した取扱い）

第37条 第25条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めることができる。

（会計年度任用職員の退職者の給与）

第38条 会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与のそれぞれ100分の60以内の額を支給することができる。

(1) 第1号会計年度任用職員 基本報酬

(2) 第2号会計年度任用職員 給料および地域手当

2 会計年度任用職員が滋賀県職員の分限に関する条例第3条第1項または滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例第2条の規定により退職にされたときは、

その休職の期間中、人事委員会規則の定めるところに従い、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与のそれぞれ100分の100以内の額を支給することができる。

- (1) 第1号会計年度任用職員 基本報酬および期末手当
 - (2) 第2号会計年度任用職員 給料、地域手当および期末手当
- 3 休職中の会計年度任用職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、前2項および次項において準用する第23条第1項の規定によりこれらの規定に定める給与を支給される場合を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 4 第23条第1項、第6項および第7項の規定は、会計年度任用職員の休職者の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第23条第6項	第2項または第4項に規定する職員	第38条第2項第1号または第2号に規定する期末手当の支給を受けることができる会計年度任用職員
	当該各項に	同項に
	第17条第1項	第31条第2項または第35条第2項において読み替えて準用する第17条第1項
	当該各項の	第38条第2項の
第23条第7項	第23条第6項	第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項

付則に次の1項を加える。

- 14 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における臨時的に任用された職員に適用する給料表に定める職務の級における最高の号給は、別表第1および別表第2の規定にかかわらず、これらの表に定める職務の級における最高の号給を超えない範囲内で任命権者が別に定める。

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「限る。）および」を「限り、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。第21条第4項において「学校職員給与条例」という。）第2条第2項に規定する会計年度任用職員を除く。）、」に改め、「規定する職員」の右に「および同項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第9条の3第1項および第4項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第12条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時的に任用される職員の年次有給休暇は、その者の任用の期間の月数に応じて、別表第2の休暇日数欄に掲げる日数のとおりとする。

第12条に次の1項を加える。

- 6 臨時的に任用される職員の年次有給休暇の繰越しについては、人事委員会規則で定めるところによる。

第17条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第21条第4項中「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下この項において「学校職員給与条例」という。）」を「学校職員給与条例」に改める。

第22条（見出しを含む。）中「臨時または」を削る。

第23条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

臨時的任用職員年次有給休暇表

任用の期間	休暇日数
1月以内	2日
1月を超え2月以内	3日
2月を超え3月以内	5日
3月を超え4月以内	7日
4月を超え5月以内	8日
5月を超え6月以内	10日
6月を超え7月以内	12日
7月を超え8月以内	13日
8月を超え9月以内	15日
9月を超え10月以内	17日
10月を超え11月以内	18日
11月を超え1年以内	20日

注1 任用の期間が更新されたときは、更新前の任用の期間を通算した期間をもつてその者の任用の期間とみなしてこの表を適用する。

2 更新後の任用の期間に係るその者の年次有給休暇の日数は、その者が更新前に既使用了日数を差し引いた日数とする。

(滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例」を「滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例」に改め、「第13条」の右に「（学校職員条例第36条において準用する場合を含む。）」を加える。

第2条中「ならびに」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」、「に改め、「規定する職員」の右に「ならびに同項に規定する会計年度任用職員」を加える。

(滋賀県学校職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 滋賀県学校職員退職手当支給条例（昭和28年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ならびに」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）」、「に改め、「義務教育学校の職員」の右に「ならびに同号に掲げる職員」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県公立学校職員の給与に関する条例第10条の改正規定（同条第1項の改正規定中「給料月額が」を「職員の給料月額が」に改める部分を除く。）、同条例第17条の2第3号および第4号の改正規定ならびに同条例第23条第5項の改正規定ならびに第2条中滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第12条第2項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中滋賀県公立学校職員の給与に関する条例第17条第1項および第4項の改正規定、同条例第17条の2第2号の改正規定（「地方公務員法」を「法」に改める部分を除く。）、同条例第18条の改正規定ならびに同条例第23条第6項の改正規定ならびに付則第3項の規定
令和元年12月14日

(滋賀県学校職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第4条の規定による改正後の滋賀県学校職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお

従前の例による。

(滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下この項において「旧地方公務員法」という。)第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の滋賀県公立学校職員の給与に関する条例第17条第1項および第4項、第17条の2第2号(同条例第18条第5項および第23条第7項において準用する場合を含む。)、第18条第1項および第2項第1号ならびに第23条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正)

- 4 次に掲げる条例の規定中「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例」を「滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例」に改める。

- (1) 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第8条第1項
- (2) 滋賀県職員の修学部分休業に関する条例(平成17年滋賀県条例第2号)第3条
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年滋賀県条例第10号)第5条
- (4) 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)第5条
- (5) 滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年滋賀県条例第48号)第2条第3号
- (6) 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年滋賀県条例第57号)第3条第1項

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例」を「滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例」に改め、「第17条第1項」の右に「(学校職員給与条例第31条第2項および第35条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第24条中「第14条第1項」の右に「(学校職員給与条例第36条において読み替えて準用する場合を含む。)」もしくは第30条第1項を、「第14条第2項」の右に「(学校職員給与条例第36条において準用する場合を含む。)」もしくは第30条第2項を加える。